

埼玉県都市整備部建築安全課 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

<建築関係法令及び空き家関係法令の運用のための各種業務(企画担当)>

- (1)通知文書、メールの受付及び整理に関すること
- (2)各種統計の集計に関すること
- (3)照会回答に関すること
- (4)各種文書作成、電話対応に関すること
- (5)各種業務補助に関すること など

2 応募資格

- (1)ワード、エクセルを使った基礎的なパソコン操作ができること。
- (2)年齢・性別・学歴は問いません。
- (3)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1)・・・高いコミュニケーション能力や協調性、柔軟性を有する方
- (2)・・・窓口や電話での応対等が適切にできる方
- (3)・・・ワード、エクセル等を用いたデータ入力・集計、資料作成が可能であること
- (4)・・・建築事務経験者が望ましい(該当しない場合でも応募可能)

4 採用予定者数

<1人>

5 勤務条件

- (1)任用期間
令和8年5月11日から令和8年8月31日まで
- (2)勤務日数・勤務時間

週3日、8時30分～17時15分の間の7時間45分

※休憩時間：正午～午後1時(60分)

※勤務日の割振りについては相談の上、調整させていただきます。

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日です。

(4)休暇

年次休暇 5日

※その他の休暇は県の規定によります。

(5)報酬

日額：10,550円～12,500円

(時間額：1,361円～1,613円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(7)社会保険

健康保険(共済組合)、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(8)勤務地

埼玉県都市整備部建築安全課内

所在地：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和8年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されない場合があります。

6 応募について

(1)応募は、令和8年4月15日(水)【**必着**】までに下記担当宛てに、必要事項を記入の上、封筒に入れて提出してください。なお、応募書類の返却はしておりません。

・本募集要項に添付している履歴書(様式1 写真添付のこと)、身上書(様式2)

・職務経歴書(任意様式、ワープロ作成可)

* 応募者多数の場合早めに募集を締め切ることがあります。電話で募集が継続しているかあらかじめご確認ください。

* 平日の昼間に連絡が確実にとれる電話番号を記入してください。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明

記してください。

- (4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。選考を通過した方のみ第二次審査のご連絡をします。

(2)第二次審査

面接

日時:令和8年4月下旬(予定) ※ 個別に御連絡いたします。

場所:埼玉県庁第2庁舎2階 都市整備部会議室

(所在地:さいたま市浦和区高砂3-15-1)

(3)最終合格

令和8年4月下旬頃に、第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁第2庁舎1階)

担当:都市整備部建築安全課 総務・監察担当 大関、山瀬

電話:048-830-5510